

大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定

名古屋市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知建築士会(以下「乙」という。)は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震時に甲が指定している避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、甲と乙が協力し、応急危険度判定業務を迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「会員」とは、乙に属する者のうち、被災建築物応急危険度判定士に登録し、甲の行う避難所の応急危険度判定業務に協力する者をいう。

(地震発生時の協力要請)

第3条 甲は避難所開設時の安全確認の結果により、応急危険度判定が必要であると判断し、乙の協力が必要となる場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は要請があった場合は、甲に協力する。

3 乙は地震発生時に甲の要請に即応するため、あらかじめ、会員名簿の整備に協力する。

(災害対策活動への協力要請)

第4条 甲は乙に対し、区役所等が実施する防災訓練への講師派遣を依頼することができる。

(要請の方法)

第5条 第3条第1項に規定する協力要請は、甲から乙に対し、文書、口頭又は電子メール等により、日時、場所等を指定して参集要請を行うものとする。

2 名古屋市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙は前項の参集要請があったものとみなして名古屋市役所又はあらかじめ甲が指定した場所に参集する。

(業務の内容)

第6条 第3条第1項の規定に基づき甲が乙に協力を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応急危険度判定と使用可否の説明

(2) 応急措置が必要な場合の指示内容の教示

(業務の実施)

第7条 乙は第3条第1項に規定する協力要請があったときは、会員を派遣し、甲に設置される災害対策本部の指示に従い応急危険度判定の業務を実施させる。

(補償)

第8条 甲は、会員及び第4条の規定により講師として派遣される者(以下この条において「会員等」という。)に以下の事態が発生した場合に備えて、保険加入等の補償に必要な措置を講ずる。

(1) 会員等が、この協定に基づき応急危険度判定等の業務に従事中に、死亡又は負傷した場合

(2) 会員等が、前号に規定する業務に従事中に、故意又は重大な過失によらずに第三者に損害を与え、損害賠償の責任を負うこととなった場合

2 前項に規定する保険に関する事務は甲が行うこととし、乙はそれに協力する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(附則)

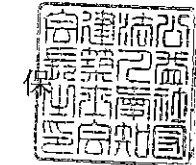
この協定は平成28年3月22日から効力を発生する。

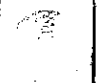


平成28年3月22日

甲 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たか



乙 名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人 愛知建築士会
会 長 廣 瀬 高



会長	専務理事	事務部長	課長	主任	担当
					

平成28年3月

各位

公益財団法人建築技術教育普及センター

平成28年度調査・研究助成、平成28年度普及事業助成の募集開始について

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、当センターの業務の推進に格別の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターにおいては、標記の希望案件の募集を開始いたしましたので、「(公財)建築技術教育普及センターにおける平成28年度調査・研究助成、平成28年度普及事業助成の募集概要」をお送りいたします。募集案内についての詳細は当センターのホームページ (<http://jaeic.or.jp/>) をご覧ください。なお、締切は4月28日(木)となっております。

- 過年度の採択結果及び審査に当たったの評価のポイント等に関する講評は、当センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) をご覧ください。

問合せ先：

(公財)建築技術教育普及センター

情報・普及部普及課 伊東、三浦

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

TEL 03(6261)3310 (代表)

FAX 03(6261)3321

(公財)建築技術教育普及センターにおける

平成 28 年度調査・研究助成、平成 28 年度普及事業助成の募集概要

【平成 28 年度調査・研究助成】

1.1 助成対象

- ① 建築設計、工事監理業務等（建築設備、インテリアに関わるものを含む）に関する調査・研究
- ② 建築教育、資格制度等（建築設備士、インテリアプランナーに関わるものを含む）に関する調査・研究
- ③ 建築技術者の資質の向上、活用方策等（建築設備士、インテリアプランナーに関わるものを含む）に関する調査・研究
- ④ ①から③までのうち、2以上の分野にまたがる調査・研究
- ⑤ その他、建築技術の教育普及に資する調査・研究

1.2 応募資格：団体、グループ、個人を問いません。

1.3 助成件数：3～4 件程度

* 選考に当たり、普及事業助成との間で助成件数の調整を図る場合もありますので、ご了承下さい。

1.4 助成条件

①金額：原則として、1 件 100 万円を上限とします。

国、地方公共団体から助成を受ける場合は対象としません。

また、原則として、前渡金は助成決定額の 30%以内とします。

②費目：人件費（賃金）／資料費／旅費交通費／通信費／消耗品費／謝金／印刷製本費／その他必要な項目

原則として、調査・研究等のために新たに設備、機器を購入する費用は対象としません。

③期間：原則として、平成 28 年度内に実施されるもの

内容により平成 28 年度から平成 29 年度にわたって実施されるものも可とします。ただし、当基金は単年度予算で運営されますので 2 年目については中間報告書の提出を求め、内容を審査の上、その都度決定いたします。

【平成 28 年度普及事業助成】

1.1 助成対象

建築設計・工事監理業務、建築教育・資格に関わること（建築設備、インテリアの分野を含みます。）をはじめ建築技術者の資質の向上・活用に関する普及事業。なお、建築技術者を対象とした事業に限るものではなく、たとえば国民の建築技術者への理解や信頼を深める等を目的とする事業も対象とします。

（事業区分）・講習会・講演会・シンポジウム・展示会・見学会・広報・表彰・コンペ・出版（非営利目的）等

1.2 応募資格：団体又はグループ

1.3 助成件数：4～5 件程度

* 選考に当たり、調査・研究助成との間で助成件数の調整を図る場合もありますので、ご了承ください。

1.4 助成条件

①金額：原則として、1 件 100 万円を上限とします。なお、参加費等を徴収する場合（資料代実費を除く）は助成の対象としません。また、国、地方公共団体から助成を受ける場合も対象としません。

また、原則として、前渡金は助成決定額の 30%以内とします。

②費目：会場費／印刷製本費／謝金／旅費交通費／通信費／消耗品費／その他必要な項目

③期間：平成 28 年度内に実施されるもの（平成 29 年度の普及事業の実施準備段階の事業も可とします。）

詳細は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaic.or.jp/>) を参照の上、趣旨に合致する助成希望案件がございましたら、ご応募（〆切は、平成 28 年 4 月 28 日(木)消印有効）下さいませようお願いいたします。

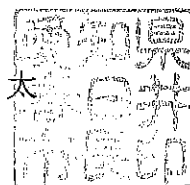
会長	専務理事	事務局長	課長	主任	担当
		宋	北		瀬

27 春 建 第 535 号

平成 28 年 3 月 31 日

社団法人 愛知建築士会 様

春日井市長 伊 藤 太



「春日井市開発行為等に関する指導要綱」の改正について（依頼）

立春の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当市におきましては、法令で定める諸手続きを行う前に、市長に対して事前協議書を提出し、この要綱に定める事項について協議を成立させることを事業者をお願いしています。

つきましては、現指導要綱で対象としている建築物等の見直しを図り、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとしましたので、貴会の会員の皆様に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

添付図書	春日井市開発行為等に関する指導要綱（平成 28 年 4 月 1 日）	1 部
	開発行為等に関する指導要綱改正概要	1 部



春日井市 まちづくり推進部 建築指導課
電話 0568-85-6328 (直通)

春日井市開発行為等に関する指導要綱改正概要

◎ 共同住宅に保育施設の設置を義務付け及び事業所内保育施設の設置を推進する旨を新設

(保育施設等)

第27条 事業者は、共同住宅の計画戸数が100戸以上の開発行為等を行う場合は、保育施設等を設置しなければならない。ただし、地域の状況等から市長が必要ないと認める場合は、この限りではない。

2 事業者は、事業所を整備する場合は、保育施設等の設置に努めなければならない。

○ 指導要綱の用語の定義に保育施設等を追加

(定義)

第2条 略

(1)～(9) 略

(10) 保育施設等 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する小規模保育事業、放課後児童健全育成事業及び事業所内保育事業の用に供する施設をいう。

◎ 住宅地開発事業者に町内会等への加入促進について協議する旨を新設

(町内会等への加入促進)

第32条 事業者は、住宅地として開発行為等を行う場合は、入居者の区・町内会・自治会(以下「町内会等」という。)への加入に努めなければならない。

2 前項の事業者は、入居者の町内会等への加入について町内会等と協議し、その結果を市長に報告するものとする。また、協議の結果、新たに町内会等を設立する場合には、その設立が円滑に行われるように努めなければならない。

◎ 敷地面積(区画)の基準において、連続建住宅地の基準を削除(第7条)

連続建住宅地(長屋建住宅地)について、戸当たり最低敷地面積100㎡以上の確保を指導してきたが、都市計画法開発許可基準に準じ、表中の連続建住宅地の基準を削除する。

(改正前)

区分	市街化区域		市街化調整区域	
	規定値	特例値	規定値	特例値
戸建住宅地	160㎡	120㎡	200㎡	160㎡
連続建住宅地 (一戸当たり)	120㎡	100㎡	120㎡	120㎡



(改正後)

区分	市街化区域		市街化調整区域	
	規定値	特例値	規定値	特例値
戸建住宅地	160㎡	120㎡	200㎡	160㎡

その他の条項についても、一部改正する。

27建企第575号
平成28年3月25日

公益社団法人 愛知建築士会
会 長 廣 瀬 高 保 様

愛知県建設部建設企画課長

愛知県建築工事品質管理要領（施工編）等の運用について（通知）

いつも愛知県の建築事業にご協力いただき、ありがとうございます。この度、「愛知県建築工事品質管理要領（施工編）」を改めましたので通知します。

また、本要領等は下記URLで公表しています。

記

URL (http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/ki_jyun.html)

担 当 建築技術・工事検査グループ
電 話 052-954-6615(ダイヤルイン)

平成 28 年 3 月 25 日

公益社団法人 愛知建築士会会長 様

名古屋市住宅都市局開発指導課長



建築確認申請における宅地造成等規制法に係る事前合議方法の変更について

日頃より、本市建築行政にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

本市では、宅地造成工事規制区域内での建築行為については、建築確認申請に先立ち、宅地造成等規制法の規定に適合していることを確認するために事前合議をお願いしておりますが、この度、下記のとおり、事前合議方法を変更させていただきますので、ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 変更の目的

本市ではこれまで、宅地造成等規制法の規定に適合していることを確認するため、「建築確認申請による調書」を作成していただき、建築確認申請書(正本)の表紙の裏に確認印を押印しておりましたが、この方法は調書とともに建築確認申請書を持参していただく必要があるため、建築確認申請の直前に合議をしていただくこととなるため、建築確認申請の直前になって宅地造成等規制法に基づく許可申請が必要になったり、建築計画の変更が生じるなど、計画が予定通りに進まなくなってしまうことがありました。

このような事態の発生を防ぐことを目的として、事前合議の方法を変更します。

2. 変更内容

① 宅地造成等規制法の規定に適合することの証明方法の変更

調書を2部(正本・副本を各1部ずつ)提出していただき、審査機関への提出用として確認印を押印した調書(副本)を返却します。

② 事前合議の時期の変更

建築確認申請書の作成前でも、建物配置と建築確認申請時の外構計画を含めた造成計画の決定時点で合議をできるようにします。

③ 合議に要する期間の変更

5営業日を内容確認期間とし、結果を通知するようにします。

2. 変更期日 平成 28 年 4 月 1 日

ただし、平成 28 年 6 月 30 日までを移行期間とし、申請者が宅地規制法の規定に適合することについての確認の際、建築確認申請書(正本)を持参した場合には、表紙裏に確認印を押印します。

- #### 3. 添付資料
- ・資料1 「建築確認申請による調書の合議方法変更のお知らせ」
 - ・資料2 「建築確認申請による調書の手引き」

問合せ先
名古屋市住宅都市局開発指導課宅地規制係
電話 052 (972) 2733